

令和4年度給与改定（第1回）小委員会交渉

① 日 時 令和4年7月28日（木）17時8分～17時11分

② 場 所 東京区政会館20階205会議室

③ 出席者

（当局）綾部総務部長会会長（江東）、小林人事企画部長、林調査課長、
金子勤労課長

（組合）中條副委員長、岩間副委員長、籠谷書記長、八田企画調査担当部長、
東矢組織担当部長、小宮山教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本年5月の団体交渉において、国の動向等を注視し、検討を進めていくとした、
育児休業制度の改正に併せた期末手当及び勤勉手当の取扱いについて申し上げます。

国家公務員の育児休業の取得回数制限を緩和する改正育児休業法が、本年4月に
公布されました。

この改正に係る人事院からの意見の申出において、「期末手当及び勤勉手当にお
ける在職期間等の算定において、子の出生後8週間以内における育児休業と、それ
以外の育児休業の期間を合算しない」という取扱いが言及されました。

これを受け、本年6月に、関係する人事院規則において、承認に係る期間が1か
月以下である育児休業の期間については、在職期間等の算定に当たり除算しないと
する現行の取扱いに、人事院からの意見の申出における取扱いを加える旨の改正が
行われました。

特別区においても、本年5月に公布された地方公務員の育児休業の取得回数制限
を緩和する改正育児休業法の趣旨に則し、育児休業の取得促進を図るため、国と同
様に期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定を行うこととします。

この見直しにより、子の出生後8週間以内における育児休業と、それ以外の期間
の育児休業について、それぞれ1か月以下までの承認に係る期間は、欠勤等の期間
から除くこととなるため、期末手当及び勤勉手当は10割支給となります。

最後に、本改正の実施時期は、本年12月支給分の期末手当及び勤勉手当からの
適用とします。

詳細は、「期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて（案）」
のとおりです。

私からは以上です。

〈特区連〉

皆さん方から提案のありました、期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについてですが、国の取扱いと同様の見直しとなっていることから、提案については、これを受け入れることとします。

私からは以上です。

〈当局〉

期末手当及び勤勉手当の支給に係る育児休業の取扱いについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。